平成３０年（フ）第１９８号
静岡市駿河区宮竹２丁目３番５－205号
債務者　髙松　裕之
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成３０年（フ）第６２号
静岡市葵区瀬名２丁目７－14クレッセント瀬名304、住民票上の住所静岡市清水区長崎新田425番地の４
破産者　濵　　憲生
1　主文　当裁判所が平成30年３月８日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「静岡市葵区瀬名川１丁目26－68－101、住民票上の住所静岡市清水区長崎新田425番地の４」とあるのを「静岡市葵区瀬名２丁目７－14クレッセント瀬名304、住民票上の住所静岡市清水区長崎新田425番地の４」と更正する。
2　決定年月日　平成30年５月７日
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３８２号
千葉県野田市山崎2497番地の１　グリーンコーポ岡田Ｃ　203号
破産者　江川　幸恵
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５６５号
東京都豊島区巣鴨４丁目28番１号
破産者　有限会社大
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３０号
千葉県柏市柏1342番地26
破産者　オレンジノート株式会社
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３１号
千葉県柏市柏1342番地26
破産者　青山　宗春
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３９号
千葉県松戸市松戸1591番地　浅間台ハイホーム411号
破産者　菅家　勝則
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４９号
千葉県松戸市五香７丁目５番地の25　アムール結202号
破産者　曽宮　克典
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１５３号
千葉県鴨川市横渚841番地１　オーシャンビュー103、開始決定時の住居千葉県大網白里市下ケ傍示509番地35
破産者　森田　武彦
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第８２６３号
東京都江東区東陽２－３－５－Ｄ307、住民票上の住所東京都渋谷区大山町38－16－101
破産者　柿島　孝昭
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７０号
東京都目黒区中根２丁目１番15号
破産者　有限会社長谷川企画
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４０号
新潟市東区中木戸351番地
破産者　伊藤車体工業有限会社
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５号
愛媛県南宇和郡愛南町赤水463番地
破産者　有限会社恭真運輸
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第１６６号
大分市大在中央２丁目３番38号
破産者　株式会社フラップ
1　決定年月日　平成30年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５３号
山形県鶴岡市城南町19番19号　Ｌｕｎｅ　Ｍｏｄｕｌｅ（７）
破産者　山口沙緒里
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成３０年（フ）第７号
鳥取県鳥取市西町２丁目415番地２、旧住所鳥取県鳥取市立川町６丁目650番地
破産者　濵田　正春
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４０号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓１番地159　町営住宅福有団地　224号室
破産者　谷口みどり
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４号
鹿児島県南さつま市加世田高橋2066番地103県営唐仁原団地Ｄ棟40号、破産手続開始決定時の住所鹿児島県枕崎市妙見町153番地
破産者　中間　啓子
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第１５号
鹿児島県南さつま市金峰町中津野71番地１市営田園団地602号
破産者　中野　純一
1　決定年月日　平成30年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部